高知県農業近代化資金利子補給承認審査基準 新旧対照表

（改正箇所は赤字・下線で表示）

改正後（新）	改正前（旧）
第１　総　　則 この基準は、農業近代化資金利子補給承認申請書（借入申込希望書兼経営改善資金計画書（以下「経営改善計画書」という。）、借入申込希望書兼経営改善資金計画書（その２）（以下「借入希望書（その２）」という。）、借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書及び同添付書類を含む。）の審査を行うにあたり、高知県農業近代化資金取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び高知県農業近代化資金事務処理要領のほかこの審査基準を定めるものとする。	第１　総　　則 この基準は、農業近代化資金利子補給承認申請書（借入申込希望書兼経営改善資金計画書（以下「経営改善計画書」という。）、借入申込希望書兼経営改善資金計画書（その２）（以下「借入希望書（その２）」という。）、借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書及び同添付書類を含む。）の審査を行うにあたり、高知県農業近代化資金取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び高知県農業近代化資金事務処理要領のほかこの審査基準を定めるものとする。
第２　貸付対象者 取扱要綱第２のⅠの１、Ⅱの１及びⅢの１に定める貸付対象者の審査に当たっては、資金区分ごとの要件を確認するとともに、(１)から(５)までに留意するものとする。	第２　貸付対象者 取扱要綱第２の１に定める貸付対象者の審査に当たっては、(１)から(４)までに留意するものとする。
(１)　取扱要綱第２のⅠの１の(３)のイ（一般資金については第２のⅡの１の(３)）の「農業所得が総所得の過半を占めていること」の判断は、経営改善資金計画書及び最近３ヶ年の青色申告書、農協の組合員勘定等の添付書類を総合的に勘案して判断することとする。	(１)　取扱要綱第２の１の(１)のエの(ア)の「農業所得が総所得の過半を占めていること」の判断は、経営改善資金計画書及び最近３ヶ年の青色申告書、農協の組合員勘定等の添付書類を総合的に勘案して判断することとする。
(２)　取扱要綱第２のⅠの１の(３)のイ（一般資金については第２のⅡの１の(３)）の「農業粗収益」とは、１年間の農業経営によって得られた総収益額であり、耕種、養蚕、畜産等の農産物（加工品を含む。）の販売収入、家計に仕向けられた農産物の価額のほか、農機具、農用自動車等の農業用生産手段の一時的賃貸料を含むものとする。	(２)　取扱要綱第２の１の(１)のエの(ア)の「農業粗収益」とは、１年間の農業経営によって得られた総収益額であり、耕種、養蚕、畜産等の農産物（加工品を含む。）の販売収入、家計に仕向けられた農産物の価額のほか、農機具、農用自動車等の農業用生産手段の一時的賃貸料を含むものとする。
(３)　取扱要綱第２のⅠの１の(３)のウ（一般資金については第２のⅡの１の(３)）の「青壮年」とは、15 歳以上 65 歳未満を基本として、農業従事の実態から判断するものとし、「家族農業従事者」には借入者本人も含まれるものとする。	(３)　取扱要綱第２の１の(１)のエの(イ)の「青壮年」とは、15 歳以上 65 歳未満を基本として、農業従事の実態から判断するものとし、「家族農業従事者」には借入者本人も含まれるものとする。
(４)　取扱要綱第２のⅠの１の(３)のエ（一般資金については第２のⅡの１の(３)）の「農業大学校に就学している場合等」には、農業高等学校及び大学の農学部に修学している場合も含むものとする。	(４)　取扱要綱第２の１の(１)のエの(ウ)の「農業大学校に就学している場合等」には、農業高等学校及び大学の農学部に修学している場合も含むものとする。
(５)　取扱要綱第２のⅠの１の(３)のオ（一般資金については第２のⅡの１の(３)）の「簿記記帳」は、経常収支、財務状況が明らかになるものであれば、必ずしも複式簿記である必要はないものとする。	(５)　取扱要綱第２の１の(１)のアの(ア)及びエの(１)の「簿記記帳」は、経常収支、財務状況が明らかになるものであれば、必ずしも複式簿記である必要はないものとする。

改正後（新）	改正前（旧）
第３　融資対象事業（施設）及び附帯施設の範囲等 １　建構築物等造成資金関係 (１)　零細な経営規模で、買取りを主として製茶工場を営み、販売するための製茶施設を取得する場合などは、融資対象として不適当である。 (２)　農協の組合員である農業者が兼業に木炭生産を行う場合、木炭倉庫等の木炭に関する施設は、融資対象とならない。 (３)　農舎等で経営規模に比し余りにも過剰投資と思われるものは、これを適当な規模に設計変更などするよう指導すること。 (４)　農舎等の場合、次の条件を満たすものでなくてはならない。 ア　新設規模 16.5 平方メートル（５坪）以上のもの イ　住居部分併設の場合、住居部分が融資対象とならないことはもちろんであるが、農舎部分が全体の建築面積のおおむね３分の２以上を占めていなければ対象としない。 ウ　附帯施設の範囲内については、本体の施設が本来の機能を発揮するために必要欠くべからざるものとし、例えば電気施設、用排水施設及び上下水道等が含まれる。また、当該施設に必要な最小限において、敷地の取得又は造成費を事業費に含めることができる。 (５)　農業用運搬車の取得資金取扱基準 ア　農業を経営する者（農業従事者を含まない。）、任意団体、合名・合資・合同・株式会社、農事組合法人がその自ら生産した農畜産物等又はその経営に必要な生産資材等の運搬を主とすることを目的とするものであること（運搬業を主とするものを除く。）。 イ　農畜産物の運搬に利用することを目的とする型式の動力機械及び附帯設備とし、乗用のみを目的とする型式のもの及び単車、自転車等二輪車を除く。 ウ　借入希望書（その２）の事業概要欄には、自動車の名称、車体の形状、台数、単価、合計金額を記入し、見積書及びカタログ等、車体の形状の判明する資料を添付するものとする。 エ　償還期限内に譲渡（移転登録）、廃車（抹消登録）及び県外在住（登録換）をした場合においては、直ちに繰上償還を行うものとする。	第３　融資対象事業（施設）及び附帯施設の範囲等 １　建構築物等造成資金関係 (１)　零細な経営規模で、買取りを主として製茶工場を営み、販売するための製茶施設を取得する場合などは、融資対象として不適当である。 (２)　農協の組合員である農業者が兼業に木炭生産を行う場合、木炭倉庫等の木炭に関する施設は、融資対象とならない。 (３)　農舎等で経営規模に比し余りにも過剰投資と思われるものは、これを適当な規模に設計変更などするよう指導すること。 (４)　農舎等の場合、次の条件を満たすものでなくてはならない。 ア　新設規模 16.5 平方メートル（５坪）以上のもの イ　住居部分併設の場合、住居部分が融資対象とならないことはもちろんであるが、農舎部分が全体の建築面積のおおむね３分の２以上を占めていなければ対象としない。 ウ　附帯施設の範囲内については、本体の施設が本来の機能を発揮するために必要欠くべからざるものとし、例えば電気施設、用排水施設及び上下水道等が含まれる。また、当該施設に必要な最小限において、敷地の取得又は造成費を事業費に含めることができる。 (５)　農業用運搬車の取得資金取扱基準 ア　農業を経営する者（農業従事者を含まない。）、任意団体、合名・合資・合同・株式会社、農事組合法人がその自ら生産した農畜産物等又はその経営に必要な生産資材等の運搬を主とすることを目的とするものであること（運搬業を主とするものを除く。）。 イ　農畜産物の運搬に利用することを目的とする型式の動力機械及び附帯設備とし、乗用のみを目的とする型式のもの及び単車、自転車等二輪車を除く。 ウ　借入希望書（その２）の事業概要欄には、自動車の名称、車体の形状、台数、単価、合計金額を記入し、見積書及びカタログ等、車体の形状の判明する資料を添付するものとする。 エ　償還期限内に譲渡（移転登録）、廃車（抹消登録）及び県外在住（登録換）をした場合においては、直ちに繰上償還を行うものとする。

改正後（新）	改正前（旧）
オ　自動車の登録に要する費用のうちで、自動車税又は軽自動車税、自動車重量税、自動車取得税、自賠責保険料等の法令等で定められている費用及び登録に要する手数料は対象事業費として認めるが、任意保険料、ＪＡＦ加入料等は対象事業費として認めない。	オ　自動車の登録に要する費用のうちで、自動車税又は軽自動車税、自動車重量税、自動車取得税、自賠責保険料等の法令等で定められている費用及び登録に要する手数料は対象事業費として認めるが、任意保険料、ＪＡＦ加入料等は対象事業費として認めない。
(6)　「農用地改良造成用機具」については、農地、用排水路等の改良又は造成の事業を農業協同組合等が行う場合に融資対象とする。この場合の農用地改良造成用機具は、ブルドーザー、レーキドーザー、トラクターショベル、トレンチャー、石礫除去機等の機具とする。	(6)　「農用地改良造成用機具」については、農地、用排水路等の改良又は造成の事業を農業協同組合等が行う場合に融資対象とする。この場合の農用地改良造成用機具は、ブルドーザー、レーキドーザー、トラクターショベル、トレンチャー、石礫除去機等の機具とする。
(7)　借入申込みに際し、下取り物件がある場合は、その価格を見積書に明記すること。	(7)　借入申込みに際し、下取り物件がある場合は、その価格を見積書に明記すること。
２　果樹等植栽育成資金関係	２　果樹等植栽育成資金関係
(1)　果樹植栽育成資金	(1)　果樹植栽育成資金
ア　植栽費は、果樹等の定植、樹園地整備（地ごしらえ、石垣積、土羽打、深耕、抜根等）及び樹苗養成に要する経費（苗木代、雇用労賃、第１年目の肥料代等の直接的現金経費）とする。	ア　植栽費は、果樹等の定植、樹園地整備（地ごしらえ、石垣積、土羽打、深耕、抜根等）及び樹苗養成に要する経費（苗木代、雇用労賃、第１年目の肥料代等の直接的現金経費）とする。
イ　育成費は、果樹等の育成の過程で必要となる肥料代、農薬代、小農具、その他の諸材料代、賃借料、雇用労賃等の直接的現金経費（自家労賃、自家生産資材等の評価部分を含めない。）とする。	イ　育成費は、果樹等の育成の過程で必要となる肥料代、農薬代、小農具、その他の諸材料代、賃借料、雇用労賃等の直接的現金経費（自家労賃、自家生産資材等の評価部分を含めない。）とする。
(2)　花き・花木植栽育成資金関係	(2)　花き・花木植栽育成資金関係
ア　花き・花木の範囲 貸付対象になる花き・花木は、観賞用に供する草木又は樹木であって、生産ほ場段階において少なくとも２年以上の期間栽培することを目的とするものとする。	ア　花き・花木の範囲 貸付対象になる花き・花木は、観賞用に供する草木又は樹木であって、生産ほ場段階において少なくとも２年以上の期間栽培することを目的とするものとする。
イ　貸付対象経費 花き又は花木の植栽又は育成に要する資金の貸付対象となる経費は、植栽資金については定植、園地整備及び樹苗養成に要する経費（種苗代、雇用労賃、第１年目の肥料代等）とし、育成資金については育成期間中の肥料代、農薬代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。	イ　貸付対象経費 花き又は花木の植栽又は育成に要する資金の貸付対象となる経費は、植栽資金については定植、園地整備及び樹苗養成に要する経費（種苗代、雇用労賃、第１年目の肥料代等）とし、育成資金については育成期間中の肥料代、農薬代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

改正後（新）	改正前（旧）
ウ　償還期限及び据置期間 花木の植栽又は育成に要する資金についての償還期限及び据置期間の目安は、それぞれ６年及び３年とする。これは、花木が通常生産ほ場においてさし木、接木又は播種されてから販売されるまでの期間がおおむね６年であることを勘案して定められたものであるが、その期間は、樹種によって異なるので、実際の貸付けに当たっては、その経営規模・経営内容及び樹種ごとの育成期間に応じて償還期限及び据置期間を適正に決定する。 なお、育成期間の中途における貸付けに係る償還期限及び据置期間の取扱いについては、育成期間の経過年数に応じ短縮して行うこととする。	ウ　償還期限及び据置期間 花木の植栽又は育成に要する資金についての償還期限及び据置期間は、それぞれ６年以内及び３年以内とする。これは、花木が通常生産ほ場においてさし木、接木又は播種されてから販売されるまでの期間がおおむね６年以内であることを勘案して定められたものであるが、その期間は、樹種によって異なるので、実際の貸付けに当たっては、その経営規模・経営内容及び樹種ごとの育成期間に応じて償還期限及び据置期間を適正に決定する。 なお、育成期間の中途における貸付けに係る償還期限及び据置期間の取扱いについては、育成期間の経過年数に応じ短縮して行うこととする。
エ　借入申込書類の記載に当たっては、借入希望書（その２）の事業内容を記入する欄に花き又は花木の種類、栽培面積及び育成期間等を記入すること。	エ　借入申込書類の記載に当たっては、借入希望書（その２）の事業内容を記入する欄に花き又は花木の種類、栽培面積及び育成期間等を記入すること。
(３)　特定永年性作物の植栽又は育成に必要な資金 ア　特定永年性作物の範囲 この資金の貸付対象となる特定永年性作物は、次に掲げる永年性植物であって、生産ほ場段階において少なくとも２年以上の期間栽培することを目的とするものとする。 (ア)　薬用人参、オウレン、ミシマサイコ、センキュウその他の薬用作物で知事が認めるもの (イ)　さとうきび (ウ)　ハーブ（食用又は加工用の原料又は材料として栽培するものに限る。）で知事が認めるもの	(３)　特定永年性作物の植栽又は育成に必要な資金 ア　特定永年性作物の範囲 この資金の貸付対象となる特定永年性作物は、次に掲げる永年性植物であって、生産ほ場段階において少なくとも２年以上の期間栽培することを目的とするものとする。 (ア)　薬用人参、オウレン、ミシマサイコ、センキュウその他の薬用作物で知事が認めるもの (イ)　さとうきび (ウ)　ハーブ（食用又は加工用の原料又は材料として栽培するものに限る。）で知事が認めるもの
イ　貸付対象経費 この資金の貸付対象となる経費は、植栽資金については園地整備、樹苗養成、播種又は定植に要する種苗代、雇用労賃、肥料代、第１年目の雇用労賃、肥料代等の直接的現金経費とし、育成資金については育成期間中の肥料代、農薬代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。	イ　貸付対象経費 この資金の貸付対象となる経費は、植栽資金については園地整備、樹苗養成、播種又は定植に要する種苗代、雇用労賃、肥料代、第１年目の雇用労賃、肥料代等の直接的現金経費とし、育成資金については育成期間中の肥料代、農薬代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。
ウ　償還期限および据置期間 この資金の償還期限及び据置期間の目安については、薬用作物７年（据置期間３年）、さとうきび及びハーブ５年（据置期間２年）とする。これは、植栽準備開始時から収穫されるまでの期間を勘案して定められたものであるが、実際の貸付けに当たっては、要綱に定める範囲内において、経営規模、経営内容、育成期間等を勘案して具体的に定めるものとする。	ウ　償還期限および据置期間 この資金の償還期限及び据置期間については、薬用作物７年以内（据置期間３年以内）、さとうきび及びハーブ５年以内（据置期間２年以内）とする。これは、植栽準備開始時から収穫されるまでの期間を勘案して定められたものであるが、実際の貸付けに当たっては、要綱に定める範囲内において、経営規模、経営内容、育成期間等を勘案して具体的に定めるものとする。

改正後（新）	改正前（旧）
3　家畜購入育成資金関係	3　家畜購入育成資金関係
(1)　家畜購入資金	(1)　家畜購入資金
ア　家畜購入資金にあっては、次のものを対象とする。	ア　家畜購入資金にあっては、次のものを対象とする。
(ア)　牛、めん羊、豚、やぎ、鶏、いのしし、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の購入に要する資金	(ア)　牛・めん羊、豚、やぎ又は鶏の購入に要する資金
(イ)　競争の用に供するものを除く馬の購入に要する資金	(イ)　競争の用に供するものを除く馬の購入に要する資金
(ウ)　その他知事が認める特用家畜	(ウ)　その他知事が認める特用家畜
○知事が認める特用家畜の例：あいがも	○知事が認める特用家畜の例：あひる、あいがも、きじ
イ　家畜の購入に当たっては、地域指定又は生産調整など別途規定のあるものについては、それに従うこと。	イ　家畜の購入に当たっては、地域指定又は生産調整など別途規定のあるものについては、それに従うこと。
ウ　アの(ア)の借受者には、肥育牛を飼養する農業者に対して肥育牛の飼養管理を預託する農業協同組合又は農業協同組合連合会及び肥育牛を飼養する農業振興公益法人であって知事が認めるものを含むものとする。	ウ　アの(ア)の借受者には、肥育牛を飼養する農業者に対して肥育牛の飼養管理を預託する農業協同組合又は農業協同組合連合会及び肥育牛を飼養する農業振興公益法人であって知事が認めるものを含むものとする。
エ　ウにおいて知事が認めるものとは、それぞれ次の要件を満たすものとする。	エ　ウにおいて知事が認めるものとは、それぞれ次の要件を満たすものとする。
(ア)　肥育牛を飼養する農業者に対して肥育牛の飼養管理を預託する農業協同組合又は農業協同組合連合会については、当該肥育牛の飼養管理の預託が次の要件を全て満たす者であること。	(ア)　肥育牛を飼養する農業者に対して肥育牛の飼養管理を預託する農業協同組合又は農業協同組合連合会については、当該肥育牛の飼養管理の預託が次の要件を全て満たす者であること。
a　肥育牛の所有権、処分権等権利義務関係を明確にした預託契約を締結していること。	a　肥育牛の所有権、処分権等権利義務関係を明確にした預託契約を締結していること。
b　預託契約において設定された金利が農業近代化資金の農協等に対する貸付金利と同水準以下に設定されていること。	b　預託契約において設定された金利が農業近代化資金の農協等に対する貸付金利と同水準以下に設定されていること。
(イ)　肥育牛を飼養する農業振興公益法人については、当該法人が次の要件を全て満たすものであること。	(イ)　肥育牛を飼養する農業振興公益法人については、当該法人が次の要件を全て満たすものであること。
a　肥育牛の飼養が、当該法人の主たる業務に付随して行われるものであること。	a　肥育牛の飼養が、当該法人の主たる業務に付随して行われるものであること。
b　当該法人のある地域において肥育経営が極めて少なく、その行う肥育牛の飼養が地域の畜産経営と競合しないこと。	b　当該法人のある地域において肥育経営が極めて少なく、その行う肥育牛の飼養が地域の畜産経営と競合しないこと。
c　肥育の用に供する牛の購入は、当該法人のある地域内からの購入に限ること。	c　肥育の用に供する牛の購入は、当該法人のある地域内からの購入に限ること。
オ　アの購入資金には購入者の庭先までの輸送費を含めてよいが、購入のための旅費は含まない。	オ　アの購入資金には購入者の庭先までの輸送費を含めてよいが、購入のための旅費は含まない。
カ　農協で繁殖用雄豚あるいは種牛を購入して精液を組合員に利用させる場合は、共同利用施設とみなす。	カ　農協で繁殖用雄豚あるいは種牛を購入して精液を組合員に利用させる場合は、共同利用施設とみなす。

改正後（新）	改正前（旧）
(2)　家畜の育成資金 ア　家畜の育成資金は、育成期間中の飼料代、衛生費、賃借料、種付料、雇用労賃等の直接的現金経費（自家労賃を含めない。）とする。 イ　育成期間の起点の計算は、仔畜を購入した場合は購入時から、自家生産の場合は出生時からとし、購入又は自家生産の別は問わないものとする。	(2)　家畜の育成資金 ア　家畜の育成資金は、育成期間中の飼料代、衛生費、賃借料、種付料、雇用労賃等の直接的現金経費（自家労賃を含めない。）とする。 イ　育成期間の起点の計算は、仔畜を購入した場合は購入時から、自家生産の場合は出生時からとし、購入又は自家生産の別は問わないものとする。
4　小土地改良資金関係	4　小土地改良資金関係
(1)　障害物除去、起土、整地、客土、床締め、土壌改良、暗きょ排水、区画整理、畦畔改良、用排水施設（畑地かんがい用の固定施設を含む。）、開田、開畑、農道、農業用索道、牧道、牧草播種、耕地防風林の造成等に要する事業を融資対象とする。	(1)　事業費 1,800 万円を超えない規模の障害物除去、起土、整地、客土、床締め、土壌改良、暗きょ排水、区画整理、畦畔改良、用排水施設（畑地かんがい用の固定施設を含む。）、開田、開畑、農道、農業用索道、牧道、牧草播種、耕地防風林の造成等に要する事業を融資対象とする。
(2)　これらの事業のために必要な未墾地の購入費は、当該事業に関連するものに限り、事業費に含めることができる。この未墾地の購入費は、当該事業費の２分の１以下に限り、土地取得のみを目的とするものは対象としない。	(2)　これらの事業のために必要な未墾地の購入費は、当該事業に関連しているものに限り、事業費に含めることができる。したがって、畑（既墾地）を購入し開畑を行う場合等の畑の購入費は、公庫資金によらなければならない。ただし、この未墾地の購入費は、当該事業費の２分の１以下に限られ、また、明らかに土地取得のみが目的であると認められるケースは除外される。
(3)　小土地改良資金と建構築物等造成資金の排水施設、かん水施設との区分は、用排水路のように土地に密着しその一部となっているもの及び移動が極めて困難であり移動によってその価値を著しく減少させる固定的配管施設等は、土地改良事業の範囲と考え、小土地改良資金の対象とする。	(3)　小土地改良資金と建構築物等造成資金の排水施設、かん水施設との区分は、用排水路のように土地に密着しその一部となっているもの及び移動が極めて困難であり移動によってその価値を著しく減少させる固定的配管施設等は、土地改良事業の範囲と考え、小土地改良資金の対象とする。
(4)　数人で施行する土地改良事業において、借入れが個々の責任において行われるときは、事業費を施行人員で除した額が、取扱要綱で定める事業費を超えない小土地改良資金であれば対象とする。ただし、共同体そのものが借入主体である場合は、全体の事業費が取扱要綱で定める小土地改良資金の事業費を超える場合には対象とならない。	(4)　数人で施行する土地改良事業において、借入れが個々の責任において行われるかぎり、たまたま工事の施行が共同でなされるものであっても事業費÷施行人員＝1,800 万円以下であれば対象とする。ただし、共同体そのものが借入主体である場合は、全体の事業費が 1,800 万円以下でなければ対象とならない。
(5)　他の資金と小土地改良資金をあわせて借入申込みをする場合には貸付利率、利子補給率が異なることがあるため、借入申込書類は別葉にし、その関連を明らかにすること。	(5)　他の資金と小土地改良資金をあわせて借入申込みをする場合には貸付利率、利子補給率が異なることがあるため、借入申込書類は別葉にし、その関連を明らかにすること。
5　長期運転資金 長期運転資金の申込みにあっては、見積書等により事業内容を確認することを原則とするが、雇用労賃等を資金使途とする場合など見積書によりがたい場合は、計画書・試算表等の提出を求めるものとする。	5　長期運転資金 長期運転資金の申込みにあっては、見積書等により事業内容を確認することを原則とするが、雇用労賃等を資金使途とする場合など見積書によりがたい場合は、計画書・試算表等の提出を求めるものとする。

改正後（新）	改正前（旧）
6　農村環境整備資金関係	6　農村環境整備資金関係
(1)　農事放送施設、水道施設等で個人施設となる受話器、引込線、水道蛇口、同引込管等は、原則として本資金の対象とならないが、共同利用施設として固定資産に計上される場合は、これらも事業費に含めて融資対象とすることができる。	(1)　農事放送施設、水道施設等で個人施設となる受話器、引込線、水道蛇口、同引込管等は、原則として本資金の対象とならないが、共同利用施設として固定資産に計上される場合は、これらも事業費に含めて融資対象とすることができる。
(2)　共同炊事場、共同浴場等、これらの単独事業の場合は、本資金の対象とならないが、集会施設、研修施設、託児施設に附帯して共同炊事場、共同浴場等を設置する場合には、附帯施設の範囲として融資対象とすることができる。	(2)　共同炊事場、共同浴場等、これらの単独事業の場合は、本資金の対象とならないが、集会施設、研修施設、託児施設に附帯して共同炊事場、共同浴場等を設置する場合には、附帯施設の範囲として融資対象とすることができる。
(3)　附帯施設の範囲及び敷地の取得費については、次のとおりとする。 ア　電気施設、用排水施設、上下水道等 イ　従業員宿舎（医師、看護婦宿舎等を含む。）、事務所（その目的が専ら融資対象施設の運営のための事務処理にある場合）及び車庫等 ウ　その他施設ごとに必要な施設 エ　敷地の取得費は、当該施設に必要な最小限において事業費に含めることができる。	(3)　附帯施設の範囲及び敷地の取得費については、次のとおりとする。 ア　電気施設、用排水施設、上下水道等 イ　従業員宿舎（医師、看護婦宿舎等を含む。）、事務所（その目的が専ら融資対象施設の運営のための事務処理にある場合）及び車庫等 ウ　その他施設ごとに必要な施設 エ　敷地の取得費は、当該施設に必要な最小限において事業費に含めることができる。
(4)　農業管理センターとは、①作付計画、集出荷計画、施設利用計画、労働力需給計画等の樹立及び調整、②情報の収集及び伝達、③技術及び経営に関する指導及び研修、④農産物等に関する検査、⑤農業機械の管理及び利用調整等を総合的に行う施設をいい、貸付対象となるものは、これに必要な建物、電子計算機、送受信機等の施設とする。	(4)　農業管理センターとは、①作付計画、集出荷計画、施設利用計画、労働力需給計画等の樹立及び調整、②情報の収集及び伝達、③技術及び経営に関する指導及び研修、④農産物等に関する検査、⑤農業機械の管理及び利用調整等を総合的に行う施設をいい、貸付対象となるものは、これに必要な建物、電子計算機、送受信機等の施設とする。
(5)　ガス供給施設とは、充填タンク、充填装置、容器置場、車両、建物、構築物、ガスメータ等ガス供給事業に必要な施設とする。	(5)　ガス供給施設とは、充填タンク、充填装置、容器置場、車両、建物、構築物、ガスメータ等ガス供給事業に必要な施設とする。
(6)　農業者等健康増進施設として貸付対象となるものは、農業者トレーニングセンター、農業者健康管理施設、運動広場施設又は農村広場施設とする。	(6)　農業者等健康増進施設として貸付対象となるものは、農業者トレーニングセンター、農業者健康管理施設、運動広場施設又は農村広場施設とする。
7　大臣特認資金関係	7　大臣特認資金関係
(1)　農村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金 一般資金の貸付限度額については、取扱要綱第２のⅡの４の(１)のイに定める知事特認（２億円）に該当する農業者であれば、農村給排水施設資金を追加融資する場合でも特認の対象とするが、この場合、農村給排水施設資金のみに係る部分については、農村給排水施設が経営規模等と直接的に関連がないことから 1,800 万円を限度額とする。	(1)　農村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金 貸付限度額については、取扱要綱第２の４の(１)のアに定める知事特認（２億円）に該当する農業者であれば、農村給排水施設資金を追加融資する場合でも特認の対象とするが、この場合、農村給排水施設資金のみに係る部分については、農村給排水施設が経営規模等と直接的に関連がないことから 1,800 万円を限度額とする。
(2)　特定の農家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金 ア　取扱要綱第２のⅠの３の(６)のイの(ア)の③（Ⅱの３の(６)に基づき、当該資金を一般資金として貸し付ける場合を含む。以下同じ。）の運用	(2)　特定の農家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金 ア　取扱要綱第２の３のカの(イ)のａの(ｃ)の運用

改正後（新）	改正前（旧）
(ア)　取扱要綱第２のⅠの３の(６)のイの(ア)の③に規定する農業後継者の婚姻のために農家住宅を取得又は造成する場合の借受資格者は、自立経営を志向して現に農業に従事している農業後継者を原則とする。 　なお、利子補給承認は、婚姻の相手方が決まったときから婚姻関係の成立後５年以内の間に申請のあったものに限る。ただし、貸付けを受けようとする農業後継者が満25歳以上の場合にあっては、婚姻の相手が定まっていなくても申請することができるものとする。	(ア)　取扱要綱第２の３のカの(イ)のａの(ｃ)の運用に当たっては、農業後継者の婚姻のために農家住宅を取得又は造成する場合の借受資格者は、自立経営を志向して現に農業に従事している農業後継者を原則とする。 　なお、利子補給承認は、婚姻の相手方が決まったときから婚姻関係の成立後５年以内の間に申請のあったものに限る。ただし、貸付けを受けようとする農業後継者が満25歳以上の場合にあっては、婚姻の相手が定まっていなくても申請することができるものとする。
(イ)　知事が特に必要と認めた場合とは、次に掲げる要件に適合する場合に限ることとする。 　借入申込者は、自立経営となるための総合的な経営改善計画を作成するものとし、当該計画については知事の承認を受けたものであること。 　なお、計画の作成に当たってはａに掲げるところに従い、知事の当該計画の承認はｂに掲げる事項に適合する場合に行うこととする。 ａ　経営改善計画は、経営の現状及び自立経営となるための目標規模の達成計画を記載することとする。 ｂ　経営改善の目標が知事が定めた諸指標におおむね準拠したものであり、その達成が確実であると見込まれる計画であること。	(イ)　知事が特に必要と認めた場合とは、次に掲げる要件に適合する場合に限ることとする。 　借入申込者は、自立経営となるための総合的な経営改善計画を作成するものとし、当該計画については知事の承認を受けたものであること。 　なお、計画の作成に当たってはａに掲げるところに従い、知事の当該計画の承認はｂに掲げる事項に適合する場合に行うこととする。 ａ　経営改善計画は、経営の現状及び自立経営となるための目標規模の達成計画を記載することとする。 ｂ　経営改善の目標が知事が定めた諸指標におおむね準拠したものであり、その達成が確実であると見込まれる計画であること。
イ　取扱要綱第２のⅠの３の(６)のイの(ア)の④（Ⅱの３の(６)に基づき、当該資金を一般資金として貸し付ける場合を含む。）において、知事が特に必要と認めた場合とは、次の要件に適合する場合に限ることとする。 (ア)　経営移譲に伴って経営の基盤を充実させる上で必要な場合であること。 (イ)　新たな作目を基幹として経営の改善を図ることに伴って必要な場合であること。 (ウ)　集落排水事業が行われ、又は今後行われることが確実な地域において、農業生産環境の改善が効率的に図られる場合であること。	イ　取扱要綱第２の３のカの(イ)のａの(ｄ)において、知事が特に必要と認めた場合とは、次の要件に適合する場合に限ることとする。 (ア)　経営移譲に伴って経営の基盤を充実させる上で必要な場合であること。 (イ)　新たな作目を基幹として経営の改善を図ることに伴って必要な場合であること。 (ウ)　集落排水事業が行われ、又は今後行われることが確実な地域において、農業生産環境の改善が効率的に図られる場合であること。
ウ　貸付限度額については、取扱要綱第２のⅡの４の(１)のイに定める知事特認（２億円）に該当する農業者であれば、特定農家住宅資金を追加融資する場合でも特認の対象とするが、この場合、特定農家住宅資金のみに係る部分については、農家住宅が経営規模等と直接的に関連がないことから1,800万円を限度額とする。	ウ　貸付限度額については、取扱要綱第２の４の(１)のアに定める知事特認（２億円）に該当する農業者であれば、特定農家住宅資金を追加融資する場合でも特認の対象とするが、この場合、特定農家住宅資金のみに係る部分については、農家住宅が経営規模等と直接的に関連がないことから1,800万円を限度額とする。
第４　融資率	第４　融資率
取扱要綱第２のⅠの７ただし書、Ⅱの７の(１)又はⅢの７において、知事が特に必要と認めた場合とは、当該事業が農業者等の経営の近代化に極めて緊要であり、かつ、自己資金が不足することのため、関連施設のうち一部の施設を割愛し、又は、施設を適当規模よりも縮小することとなり、この結果関連施設全体の効率が著しく低下するおそれがある	取扱要綱第２の７の(１)において、知事が特に必要と認めた場合とは、当該事業が農業者等の経営の近代化に極めて緊要であり、かつ、自己資金が不足することのため、関連施設のうち一部の施設を割愛し、又は、施設を適当規模よりも縮小することとなり、この結果関連施設全体の効率が著しく低下するおそれがある等、真にやむを得ない場合に限る。

改正後（新）	改正前（旧）
等、真にやむを得ない場合に限る。 第５　一般資金の貸付限度額の知事特認に係る申請要件 取扱要綱第２のⅡの４の(１)のイにおいて、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要があると認めて承認したものとは、次の表に掲げる要件を全て満たす者とする。	 第５　貸付限度額の知事特認に係る申請要件 取扱要綱第２の４の（１）のアの（イ）において、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要があると認めて承認したものとは、次の表に掲げる要件を全て満たす者とする。

貸付限度額 項目	1,800 万円超 ~5,000 万円以下	5,000 万円超 ～２億円以下
資格	認定農業者又は認定農業者となる見込みであること	
年齢	18 歳以上 65 歳未満（65 歳以上の場合、後継者が現に主として農業に従事しかつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあること）	
生産技術等	次のすべてを満たすこと ・IoP クラウド「SAWACHI」の利用登録及び申請品目の出荷データの接続又はいずれかの圃場の環境データの接続を行うこと（経営品目が SAWACHI 加入できない場合は除く。） ・直近３ヶ年（災害等やむを得ない事情により減収がある場合はその年を除く。）の単収が地域平均以上であること	
波及効果	次のいずれかを満たすこと ・県の主要な施策に合致する又は新規性・先進性などの新たな取り組みにチャレンジするもの ・目標年（経営改善資金計画５年目）までに従業員の新規雇用（１名以上）が見込まれること	
申告	青色申告（簡易簿記又は複式簿記）を行っていること	
セーフティネット	自然災害や市場価格の下落等による収入減少を補填するセーフティネット制度に加入していること	
決算書	直近５ヶ年（経営実績が５年に満たない者は直近３ヶ年以上）の決算を提出すること	
販売金額		直近年（災害等やむを得ない事情により販売金額が減少した場合はその前年）の販売金額 3,000 万円以上であること
投資効果		経営実績（５中３平均）と比較して目標年（経営改善資金計画５年目）の販売額 10%以上の向上又は経費 10%以上の削減が見込まれること

貸付限度額 項目	1,800 万円超 ~5,000 万円以下	5,000 万円超 ～２億円以下
資格	認定農業者又は認定農業者となる見込みであること	
年齢	18 歳以上 65 歳未満（65 歳以上の場合、後継者が現に主として農業に従事しかつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあること）	
生産技術等	次のすべてを満たすこと ・IoP クラウド「SAWACHI」の利用登録及び申請品目の出荷データの接続又はいずれかの圃場の環境データの接続を行うこと（経営品目が SAWACHI 加入できない場合は除く。） ・直近３ヶ年（災害等やむを得ない事情により減収がある場合はその年を除く。）の単収が地域平均以上であること	
波及効果	次のいずれかを満たすこと ・県の主要な施策に合致する又は新規性・先進性などの新たな取り組みにチャレンジするもの ・目標年（経営改善資金計画５年目）までに従業員の新規雇用（１名以上）が見込まれること	
申告	青色申告（簡易簿記又は複式簿記）を行っていること	
セーフティネット	自然災害や市場価格の下落等による収入減少を補填するセーフティネット制度に加入していること	
決算書	直近５ヶ年（経営実績が５年に満たない者は直近３ヶ年以上）の決算を提出すること	
販売金額		直近年（災害等やむを得ない事情により販売金額が減少した場合はその前年）の販売金額 3,000 万円以上であること
投資効果		経営実績（５中３平均）と比較して目標年（経営改善資金計画５年目）の販売額 10%以上の向上又は経費 10%以上の削減が見込まれること

（第１号様式）

貸付限度額特認（知事特認）要件確認書

年　月　日

高知県知事　濵田　省司　　様

借受者住所
氏　　名

高知県農業近代化資金取扱要綱第２のⅡの４の（１）のイで定める貸付限度額の特認に係る高知県農業近代化資金利子補給承認審査基準第５の要件について、下記のとおり満たすことを確認しました。

記

項番	項目	内容	確認欄
1	資　　格	認定農業者又は認定農業者となる見込みであること	□
2	年　　齢	18 歳以上 65 歳未満（65 歳以上の場合、後継者が現に主として農業に従事しかつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあること）	□
3	生産技術等	次のすべてを満たすこと ・IoP クラウド「SAWACHI」の利用登録及び申請品目の出荷データの接続又はいずれかの圃場の環境データの接続を行うこと（経営品目が SAWACHI 加入できない場合は除く。） ・直近３ヶ年（災害等やむを得ない事情により減収がある場合はその年を除く。）の単収が地域平均以上であること	□
4	波及効果	次のいずれかを満たすこと ・県の主要な施策に合致する又は新規性・先進性などの新たな取り組みにチャレンジするもの	□
		・目標年（経営改善資金計画５年目）までに従業員の新規雇用（１名以上）が見込まれること	□
5	申告	青色申告（簡易簿記又は複式簿記）を行っていること	□
6	セーフティネット	自然災害や市場価格の下落等による収入減少を補填するセーフティネット制度に加入していること	□
7	決算書	直近５ヶ年（経営実績が５年に満たない者は直近３ヶ年以上）の決算を提出すること。	□
8	販売金額	直近年（災害等やむを得ない事情により販売金額が減少した場合は、その前年）の販売金額 3,000 万円以上であること	□
9	投資効果	経営実績（５中３平均）と比較して目標年（経営改善資金計画５年目）の販売額 10%以上の向上又は経費 10%以上の削減が見込まれること	□

※農業近代化資金の借入金合計額が 5,000 万円以下の場合は項番 1～7、5,000 万円超 2

（第１号様式）

貸付限度額特認（知事特認）要件確認書

年　月　日

高知県知事　濵田　省司　　様

借受者住所
氏　　名

高知県農業近代化資金取扱要綱第２の４の（１）のアの（イ）で定める貸付限度額の特認に係る高知県農業近代化資金利子補給承認審査基準第５の要件について、下記のとおり満たすことを確認しました。

記

項番	項目	内容	確認欄
1	資　　格	認定農業者又は認定農業者となる見込みであること	□
2	年　　齢	18 歳以上 65 歳未満（65 歳以上の場合、後継者が現に主として農業に従事しかつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあること）	□
3	生産技術等	次のすべてを満たすこと ・IoP クラウド「SAWACHI」の利用登録及び申請品目の出荷データの接続又はいずれかの圃場の環境データの接続を行うこと（経営品目が SAWACHI 加入できない場合は除く。） ・直近３ヶ年（災害等やむを得ない事情により減収がある場合はその年を除く。）の単収が地域平均以上であること	□
4	波及効果	次のいずれかを満たすこと ・県の主要な施策に合致する又は新規性・先進性などの新たな取り組みにチャレンジするもの	□
		・目標年（経営改善資金計画５年目）までに従業員の新規雇用（１名以上）が見込まれること	□
5	申告	青色申告（簡易簿記又は複式簿記）を行っていること	□
6	セーフティネット	自然災害や市場価格の下落等による収入減少を補填するセーフティネット制度に加入していること	□
7	決算書	直近５ヶ年（経営実績が５年に満たない者は直近３ヶ年以上）の決算を提出すること。	□
8	販売金額	直近年（災害等やむを得ない事情により販売金額が減少した場合は、その前年）の販売金額 3,000 万円以上であること	□
9	投資効果	経営実績（５中３平均）と比較して目標年（経営改善資金計画５年目）の販売額 10%以上の向上又は経費 10%以上の削減が見込まれること	□

※農業近代化資金の借入金合計額が 5,000 万円以下の場合は項番 1～7、5,000 万円超 2

億円以下の場合は項番全ての要件を満たす必要があること。 【添付書類】・セーフテーネット制度加入を確認できる書類 【特記事項】３の地域平均単収、４の具体的内容（県の主要な施策や新たな取り組み）その他必要事項を記入すること 【地域平均単収】 【具体的内容】 年　月　日 上記の借入者について、高知県農業近代化資金取扱要綱第２のⅡの４の（１）のイで定める貸付限度額の知事特認に係る高知県農業近代化資金利子補給承認審査基準第５の要件について、相違ないことを確認しました。 融資機関名 代表者職氏名	億円以下の場合は項番全ての要件を満たす必要があること。 【添付書類】・セーフテーネット制度加入を確認できる書類 【特記事項】３の地域平均単収、４の具体的内容（県の主要な施策や新たな取り組み）その他必要事項を記入すること 【地域平均単収】 【具体的内容】 年　月　日 上記の借入者について、高知県農業近代化資金取扱要綱第２の４の（１）のアの（イ）で定める貸付限度額の知事特認に係る高知県農業近代化資金利子補給承認審査基準第５の要件について、相違ないことを確認しました。 融資機関名 代表者職氏名